

# 芸 術

## I 改 訂 の 要 点

芸術科においては、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」（平成20年1月）における、

- ① 改訂教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、生徒一人一人がそれぞれの興味・関心や個性を生かして、芸術と幅広く、かつ、主体的にかかわっていくことを重視した目標を示している。

また、芸術科改訂の要点については、

(ア) 芸術科の目標について「芸術文化についての理解を深め」ることが新たに加えられた。

また、音楽、美術、工芸及び書道に関する各科目についても、文化の理解に関する目標を示すとともに、例えば、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導を重視したり、我が国の美術文化、工芸や書の伝統と文化に関する鑑賞指導を充実したりするなど、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いが一層重視された。

(イ) 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、音楽、美術、工芸及び書道のⅠ及びⅡを付した科目の目標にも、「生涯にわたり」を加え、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることが明確にされた。

(ウ) 音楽では楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動、美術、工芸及び書道では作品について互いに批評し合う活動を鑑賞指導に取り入れるようにし、言語活動の充実が図られた。

(エ) 知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることが内容の取扱いに明記された。

の四点である。

これらの改訂の要点については、後述の各科目ごとの(i)改善の基本方針及び(ii)改善の具体的事項として更に詳細に示されている。

### 1 教科の目標

芸術科の目標は「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示されている。

この目標は、芸術科の性格とねらいを示すものであり、芸術科の各科目の目標の根底をなしている。

今回の改訂で新たに規定された「芸術文化についての理解を深め」は、我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視したものであり、本来、芸術科の重要なねらいであり、芸術科の性格を一層明確にしたものである。

「幅広い活動」とは、単に様々な活動を数多く体験するというもののみではなく、生徒一

人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的にかかわりをもっていくことを基本としたものである。

このような活動を通して、単に技能的な面の伸長を図るだけではなく、個々の生徒の芸術に対するとらえ方や考え方を深化させたり、新たな価値を見出したり、さらには、創造的な能力を高めていくことが大切である。

また、これらの過程を踏まえ、美しいものや優れたものに接して感動する「豊かな情操」を養うことが、芸術科の総括的な目標であることを意識し、教育の普遍的、最終的な目的である、望ましい人格の完成を目指すものである。

## 2 科目の編成

芸術科の科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはなく、次表のとおりである。

科目名	標準単位数	科目名	標準単位数	科目名	標準単位数
音楽Ⅰ	2	音楽Ⅱ	2	音楽Ⅲ	2
美術Ⅰ	2	美術Ⅱ	2	美術Ⅲ	2
工芸Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2
書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	書道Ⅲ	2

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修することを原則とする。

また、学習指導要領第1章総則第2款の4の規定により「学校設定科目」を設けることができる。学校において芸術科に関する学校設定科目を設ける場合の科目の名称、目標、内容、単位数等については、芸術科の目標に基づくことが必要である。

## 3 科目の性格

- (1) Ⅰを付した科目には4科目があり、すべての生徒がこれらのうちから1科目を履修することとしている。高等学校において芸術を履修する最初の段階の科目であり、中学校の学習を基礎にして、表現活動と鑑賞活動についての幅広い学習を通して、創造的な芸術の諸能力を伸ばすことがねらいとされている。
- (2) Ⅱを付した科目は、それぞれに対応するⅠを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じて発展的な学習として履修することを原則としたものであり、個性豊かな芸術の諸能力を伸ばすことがねらいとされている。
- (3) Ⅲを付した科目は、それぞれに対応するⅡを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じてより一層発展的な学習として履修することを原則としたものであり、生徒の個性に応じて個別的な深化を図るなど、個性豊かな芸術の諸能力を高めることがねらいとされている。

## 4 科目の履修

- (1) 必履修科目としてのⅠを付した科目の履修

学習指導要領第1章総則第3款の1においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目をすべての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとされている。

なお、必履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、

標準単位数が2単位である必履修教科・科目を除くという条件を付しているの、いずれの科目を選択した場合も、すべての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。なお、専門学科においては、学習指導要領第1章総則第3款の2の規定により、専門教科・科目の履修によって、これらの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができることとされている。

## (2) 教育課程の編成

学習指導要領第1章総則第1款の1においては、「各学校において、・・・創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、・・・個性を生かす教育の充実に努めなければならない」とし、学習指導要領第1章総則第5款の1においては、「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、・・・多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修できるよう配慮する」とされている。このため、教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

さらに、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。

このように、各学校の工夫によって多様な科目を設定し、生徒一人一人が個性に応じてそれぞれの能力を伸ばすことができる教育課程を編成することが大切である。

## 音 楽

### (1) 改善の基本方針

- ア 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどが重視されている。
- イ このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成が一層重視されている。
- ウ 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- エ 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

## (2) 改善の具体的事項

- ア 「音楽Ⅰ」においては、中学校での学習内容を踏まえ、表現領域を「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野で構成することとし、表現領域全体を通じて創造的な表現力を高めるとともに、音楽に対する総合的な理解を深める観点から、表現領域のすべての分野と鑑賞領域を学習するようにする。
- イ 「音楽Ⅱ」においては、個性を生かした創造的な活動を行い、音楽の表現力を一層高める観点から、表現領域の三つの分野のうちから一つ以上を選択して学習するとともに鑑賞領域を学習することとし、特に、我が国の伝統音楽を含む多様な音楽文化について、それぞれの価値をとらえることができる力を育成する観点から、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。
- ウ 「音楽Ⅲ」においては、個性を生かした学習を一層深める観点から、表現領域の三つの分野及び鑑賞領域のうちから一つ以上を選択して学習することとし、いずれの学習においても我が国の伝統音楽の学習を含めるようにして、我が国の音楽文化を継承し創造していく態度を養うようにする。
- エ 従前と同様に、「音楽Ⅱ」は「音楽Ⅰ」を履修した後に、「音楽Ⅲ」は「音楽Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

## (3) 各科目の性格

### ア 「音楽Ⅰ」

「音楽Ⅰ」は、中学校音楽科における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばすことなどをねらいとしており、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

そこで、中学校音楽科との関連を図り、芸術科としての音楽の内容を幅広く全体的に扱うこととし、特に、我が国や郷土の伝統音楽の学習を充実し、我が国及び諸外国の様々な音楽文化についての理解を深めていく学習を行うこととされている。

### イ 「音楽Ⅱ」

「音楽Ⅱ」は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすことなどをねらいとされている。

そこで、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤として、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすため、「A表現」については、「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」については、我が国や郷土の伝統音楽を含む多様な音楽文化についての理解を深めていく観点から、適切かつ十分な授業時数を配当することとされている。

### ウ 「音楽Ⅲ」

「音楽Ⅲ」は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな音楽の能力を高めることなどがねらいとされている。

そこで、「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習経験を基盤として、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、また、いずれを選択した場合においても我が国や郷土の伝統音楽を含めるようにして、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を育てることとされている。

#### (4) 各科目の目標と内容の要点

##### ア 「音楽Ⅰ」

「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。」

(ア) 「音楽を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられた点である。

「生涯にわたり」は、従前は「音楽Ⅲ」の目標にのみ示されていたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「音楽Ⅰ」の目標にも明記された。

(イ) 「音楽文化についての理解を深める」ことが新たに加えられた点である。「音楽文化についての理解」は、従前は「音楽Ⅱ」の目標に示されていたが、芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深める」ことが加えられたことを受け、「音楽Ⅰ」の目標にも明記された。

##### イ 「音楽Ⅱ」

「音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。」

(ア) 「音楽Ⅰ」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「音楽を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられている。

##### ウ 「音楽Ⅲ」

「音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情と音楽文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな音楽の能力を高める。」

(ア) 「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習の上に立ち、「音楽文化を尊重する態度」を育てていく。特に、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深めていくことが、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重することのできる態度をもつことにつながっていく。

## 美術

### (1) 改善の基本方針

ア 図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）については、その課題を踏まえ、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどが重視されている。

イ このため、子どもの発達段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科、中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示された。

ウ 創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導が重視されている。

エ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導が重視されている。

オ 美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的

に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

## (2) 改善の具体的事項

### 芸術（美術）

ア 「美術Ⅰ」においては、芸術としての美術への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習が重視され、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

イ 「美術Ⅱ」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な美術の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、従前では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにされた。

ウ 「美術Ⅲ」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、従前と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

エ 従前と同様に、「美術Ⅱ」は「美術Ⅰ」を履修した後に、「美術Ⅲ」は「美術Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

### 芸術（工芸）

ア 「工芸Ⅰ」においては、芸術としての工芸への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習が重視され、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

イ 「工芸Ⅱ」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって工芸についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な工芸の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、従前では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにされた。

ウ 「工芸Ⅲ」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、従前と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

エ 従前と同様に、「工芸Ⅱ」は「工芸Ⅰ」を履修した後に、「工芸Ⅲ」は「工芸Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

## (3) 各科目の性格

### 芸術（美術）

#### ア 「美術Ⅰ」

「美術Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、美術を愛好する心情を育て、美術の諸能力を伸ばし、美術文化の理解を図ることなどをねらいとしており、「美術Ⅱ」、「美術Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

「A表現」は、「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」の三つの分野から成り、基本的な構成は、従前と同様である。

特に、「(3)映像メディア表現」において、従前は「伝達」のための表現の能力の育成に重点を置いて示していたが、今回の改訂では「伝達」だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現の能力の育成も重視して内容を整理した。

「B鑑賞」は、主体的、積極的に作品などからよさや美しさを感じ取り、批評し合うなどして幅の広い見方を獲得するとともに、日本の美術の特質や、日本及び諸外国の美術文化についての理解を深めることが重視されている。

#### イ 「美術Ⅱ」

「美術Ⅱ」は、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に  
応じた活動を展開し、美術の諸能力を伸ばすことなどをねらいとしている。今回の改訂  
では、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めることを重視し  
た。そのため、「美術Ⅱ」では、従前は表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択  
して学習できることとしていたが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学  
習するように改められた。

#### ウ 「美術Ⅲ」

「美術Ⅲ」は、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適  
性、興味・関心等に  
応じた活動を展開し、美術の諸能力を高めることなどをねらいとして  
いる。そのため、従前と同様に、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択  
して学習することとされている。

また将来、美術を専門的に学び職業生活に生かそうとする生徒に対して、より質の高  
い学習内容を提供することについても配慮する必要がある。

### 芸術（工芸）

#### ア 「工芸Ⅰ」

「工芸Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」  
についての幅広い活動を展開し、工芸を愛好する心情を育て、工芸の諸能力を伸ばし、  
工芸の伝統と文化の理解を図ることなどがねらいとされており、「工芸Ⅱ」、「工芸Ⅲ」  
における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

「A表現」は、「(1)身近な生活と工芸」と「(2)社会と工芸」の二つの分野で構成さ  
れている。

「(1)身近な生活と工芸」は、自己の身近な生活に目を向け、自己の思いなどから発  
想し、制作する人の視点に立って創意工夫して表現する能力を育成することがねらいと  
されている。

「(2)社会と工芸」は、使用する人や場などを考え発想し、社会的な視点に立って創  
意工夫して表現する能力を育成することがねらいとされている。

「B鑑賞」は、主体的、積極的に作品などからよさや美しさを感じ取り、批評し合う  
などして幅の広い見方を獲得するとともに、日本の工芸の特質や、工芸の伝統と文化に  
ついての理解を深めることが重視されている。

#### イ 「工芸Ⅱ」

「工芸Ⅱ」は、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に  
応じた活動を展開し、工芸の諸能力を伸ばすことなどがねらいとされている。今回の改  
訂では、豊かな美的体験を通して実感をもって工芸についての理解を深めることが重視  
された。そのため、「工芸Ⅱ」では、従前は表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれか  
を選択して学習できることとしていたが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領  
域を学習するように改められた。

#### ウ 「工芸Ⅲ」

「工芸Ⅲ」は、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適  
性、興味・関心等に  
応じた活動を展開し、工芸の諸能力を高めることなどがねらいとさ  
れている。そのため、従前と同様に、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択  
して学習することとされている。

また、将来、工芸を専門的に学び職業生活に生かそうとする生徒に対して、より質の高  
い学習内容を提供することについても配慮する必要がある。

#### (4) 各科目の目標と内容の要点

##### 芸術（美術）

###### ア 「美術Ⅰ」

「美術の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。」

(ア) 「美術を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられた点である。「生涯にわたり」は、従前は「美術Ⅲ」の目標にのみ示されていたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「美術Ⅰ」の目標にも明記された。

(イ) 「美術文化についての理解を深める」ことが新たに加えられた点である。「美術文化についての理解」は、「美術Ⅱ」の目標に示されていたが、芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深め」ることが加えられたことを受け、「美術Ⅰ」の目標にも明記された。

###### イ 「美術Ⅱ」

「美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。」

(ア) 「美術Ⅰ」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「美術を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられている。

###### ウ 「美術Ⅲ」

「美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情と美術文化を尊重する態度を育てるとともに、感性と美意識を磨き、個性豊かな美術の能力を高める。」

(ア) 「美的体験を豊かにし」が新たに加えられた。「美術Ⅲ」では、生徒の能力・適性、興味・関心が重視され、特定の分野のみを選択して学習することができることとされている。その際、特定の分野の学習であっても、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ美的体験を豊かにすることが重要であるため、「美術Ⅲ」の目標にも明記された。

##### 芸術（工芸）

###### ア 「工芸Ⅰ」

「工芸の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める。」

(ア) 「工芸を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられた点である。「生涯にわたり」は、従前は「工芸Ⅲ」の目標にのみ示されていたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって工芸への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「工芸Ⅰ」の目標にも明記された。

(イ) 「工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことが新たに加えられた点である。文化に関する目標は、「工芸Ⅱ」及び「工芸Ⅲ」の目標に示されていたが、芸術教科の目標に「芸術文化についての理解を深め」が加えられたことを受け、「工芸Ⅰ」の目標にも明記された。



## イ 「工芸Ⅱ」

「工芸の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める。」

(ア) 「工芸Ⅰ」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって工芸への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「工芸を愛好する心情に」新しく「生涯にわたり」が加えられている。

## ウ 「工芸Ⅲ」

「工芸の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と工芸の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性と美意識を磨き、個性豊かな工芸の能力を高める。」

(ア) 「美的体験を豊かにし」が新たに加えられた。「工芸Ⅲ」では、生徒の能力・適性、興味・関心を重視し、特定の分野のみを選択して学習することができることとされている。その際、特定の分野の学習であっても、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ美的体験を豊かにすることが重要であるため、「工芸Ⅲ」の目標にも明記された。

## 書道

### (1) 改善の基本方針

ア 芸術科（書道）については、その課題を踏まえ、中学校国語科の書写との関連を考慮し、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質や能力の育成を図るようにする。

イ また、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評したりするなどして、自分なりの意味や価値を作り出していくような鑑賞の指導を重視する。

### (2) 改善の具体的事項

ア 「書道Ⅰ」においては、中学校国語科の書写との関連をより一層明確にする観点から、「漢字仮名交じりの書」の内容の改善を図るとともに、総合的に書道に対する理解を深められるようにする。表現領域については、書の伝統文化としての位置付けからも、篆刻や刻字等の立体に対する視点を重視するようにする。また、書の文化の継承と創造への視野を広げ、理解を深めるとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにする観点から、鑑賞の学習が充実して行われるようにする。

イ 「書道Ⅱ」においては、芸術としての書についての理解を深めるとともに、書の文化に関する鑑賞の学習が充実して行われるようにするため、表現領域については「漢字仮名交じりの書」を含め二つ以上の分野を選択して学習するとともに、鑑賞領域を学習する。

ウ 「書道Ⅲ」においては、従前と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

エ 従前と同様に、「書道Ⅱ」は「書道Ⅰ」を履修した後に、「書道Ⅲ」は「書道Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

### (3) 各科目の性格

#### ア 「書道Ⅰ」

「書道Ⅰ」は、高等学校において書道を履修する生徒のために設けている最初の科目である。「書道Ⅰ」は、中学校国語科の書写における学習を基礎にして、「A表現」の

「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、芸術としての書の表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばすことなどをねらいとしており、「書道Ⅱ」「書道Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

従前では、「A表現」の三つの分野のうち「(1)漢字仮名交じりの書」のみを必ず扱うこととされていたが、今回の改訂では「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」を含めて三つの分野すべてを学習することとされている。これは、「書道Ⅰ」における書の学習を通して、総合的に書に対する理解を深められるようにされたものである。

なお、「(1)漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との系統性を踏まえ、この分野が書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることは従前と変わるものではない。

#### イ 「書道Ⅱ」

「書道Ⅱ」は、「書道Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道Ⅱ」は「書道Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばすことなどがねらいとされている。

従前では、「A表現」の三つの分野のうち一つ以上を選択して扱うことができるとされていたが、今回の改訂では、「(1)漢字仮名交じりの書」について、その内容を一層深める観点から必ず扱うものとし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」については、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、いずれか一つ以上を選択して扱うことができるようにされている。

「書道Ⅱ」においては、「書道Ⅰ」の学習を踏まえ、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた発展的な学習が可能となるようにされている。

#### ウ 「書道Ⅲ」

「書道Ⅲ」は、「書道Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道Ⅲ」は、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな書の能力を高めることなどがねらいとされている。

従前と同様に、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができるようにされている。

「書道Ⅲ」においては、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の学習を踏まえ、さらに生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた発展的な学習が可能となるようにされている。

### (4) 各科目の目標と内容の要点

#### ア 「書道Ⅰ」

「書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。」

(ア) 「書を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられた点である。「生涯にわたり」は、従前は「書道Ⅲ」の目標にのみ示されていたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「書道Ⅰ」の目標にも明記された。

(イ) 「書の伝統と文化についての理解を深める」ことが新たに加えられた点である。

従前は「書道Ⅱ」の目標に示されていたが、芸術科の目標に「芸術文化について理解を深め」ることが加えられたことを受け、「書道Ⅰ」の目標にも明記された。

(ウ) 中学校国語科の書写からの接続と芸術科の目標を踏まえ、「感性を豊かにし、書写能力を高め」を「感性を高め、書写能力の向上を図り」と改められた点である。

#### イ 「書道Ⅱ」

「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。」

(ア) 「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視され、「書を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」が加えられている。

#### ウ 「書道Ⅲ」

「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める。」

(ア) 「書道の創造的な諸活動を通して」については、「A表現」または「B鑑賞」の学習を通して、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じたさらに進んだ学習を展開することを意味している。

## Ⅱ 実施上の留意点

問1 芸術科（音楽）と専門教科「音楽」の目標について、それぞれどのように考えればよいか。

芸術科の目標「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」は、生徒一人一人が内発的な動機に基づき、多様な観点から芸術に対して主体的にかかわり、芸術に対するとらえかたを深め、自ら表現したり、芸術的な価値意識や新たな価値を見出したりしながら、美を追求・表現しようとする活動を通して、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を育むことをねらいとして示された。

これを受けて、芸術科（音楽）では、「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。」と示されている。ここでは特に「創造的な」は表現だけでなく鑑賞にもかかっており、表現と鑑賞の両面にわたる諸能力を高めていくことが重視されていることをとらえなければならない。学習場面では、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じて、思考・判断し表現する過程を表現活動と鑑賞活動の両面から行っていくことが大切である。

また、専門教科「音楽」の各科目の目標は、「表現と鑑賞に活用する」（音楽理論）、「文化的価値」（音楽史）、「客観性と多様性を理解し」（演奏研究）、「音楽を形づくっている要素を正しくとらえ」（ソルフェージュ）、「表現意図を明確にして」（声楽・器楽）、「音楽性豊かに楽曲を構成する能力」（作曲）、「音楽や音楽文化を尊重する態度を養い、批評する能力を育てる」（鑑賞研究）のそれぞれに示されたように、小学校、中学校の音楽科、高等学校芸術科（音楽）に準じて改訂された。専門教科「音楽」は、中学校音楽科の発展として音

楽に関する専門的な内容を指導する教科であることから、その目標も、従前に示された「創造的な表現に必要な知識や技術を習得させる」ことから、「音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。」と改められている。芸術科（音楽）同様に「創造的な」は表現だけでなく鑑賞にもかかっており、表現と鑑賞の両面にわたる諸能力を高めていくことが重視されていることをとらえなければならない。また、「感性を磨き」、「創造的な表現と鑑賞の能力を高める」ことを通して、「音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる」に結び付くような学習が行われるように留意することが大切である。

## 問2 我が国の伝統音楽、和楽器に関する指導の留意点は何か。

我が国の伝統音楽や和楽器に関しては、芸術科（音楽）では、内容の取扱い(4)に「内容Aの指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする。また、内容のBのエとの関連を図るよう配慮するものとする。」と示されたように、我が国や郷土の伝統音楽の学習を一層充実することとした。指導に当たっては、中学校音楽科との関連を考慮し、我が国の伝統的な歌唱においては、発声の仕方や声の音色、節回しの特徴を、和楽器においては、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを、それぞれ感じ取り、それらを生かした表現を追求する活動を通して、自己の音楽経験を広げながら、我が国のや郷土の伝統音楽に対する理解を深めていくことができるようにすることが大切である。

専門教科「音楽」でも「我が国の伝統音楽の理論」の扱い（作曲）、「我が国の音楽史」（音楽史）、「我が国の伝統的な歌唱」の扱い（声乐）、「和楽器の独奏」（器楽）、「我が国の伝統音楽の特徴を生かした作曲」の扱い（作曲）、「地域や文化的背景に関する研究」（鑑賞研究）のように、それぞれ今まで以上の取扱いが示された。このことは専門教科「音楽」の目標にも「音楽文化の発展と創造に寄与する」という点から、我が国の伝統音楽と諸外国の音楽との文化的な特徴をそれぞれとらえながら、偏った音楽文化のとらえかたとならないよう、また、それらを比較することで生まれる創造的な学習を行うことが大切であるという点が示されていると理解することが大切である。

## 問3 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受するための留意点は何か。

今回の改訂では、「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」して、歌唱、演奏、創作、鑑賞することがA表現の指導事項エ、B鑑賞の指導事項イにそれぞれ明確に示された。このことは、小学校、中学校の音楽科から一貫して示され、専門教科「音楽」においても、同様に取り扱うことが大切である。

音楽を形づくっている要素は、中学校において、「音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成など」と示されており、芸術科（音楽）においても同様に、これらの要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取り、思考・判断し表現する過程を表現活動と鑑賞活動の両面から行うことが大切である。

例えば、民謡における追分様式と八木節様式とのテクスチュアの違いに着目する時、それぞれの拍節感の違いをとらえ、その違いによってそれぞれの特質や雰囲気が生まれていることに気づき、その関係性について思考・判断し、表現を工夫したり、鑑賞において批評をしたりすることが考えられる。

また、こういった活動を通して、音楽の美しさが複数の音楽を形づくっている要素の特徴によって、相互に働いていることをとらえながら、速度や強弱などがかかわらせた表現の工夫や演奏の価値に気付いていくような学習が考えられる。

このような活動を通して、「音楽の形」と「人の感性」とのかかわりに気づき、「音楽と人との関係はどのようなものか」という思考をすることによって、音楽文化を理解することが、やがては情操を養うことにつながっていくことを意識して取り扱うことが大切である。

**問4 芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深め」と加えたことを受け、美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの目標に「美術文化」、工芸のⅠ・Ⅱ・Ⅲの目標に「工芸の伝統と文化」について示されたのはどういうことか。**

今回の改訂で、芸術科の目標にも「芸術文化についての理解を深め」ることが新たに加えられた。我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着を持つとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、本来、芸術科のねらいであり、今回の改訂では、このことを目標の中に規定し、芸術科の性格を一層明確にしている。「美術文化についての理解を深める」ことは、美術が社会を生き生きと明るく豊かなものにしていく力をもっていることを認識するとともに、美術文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

「工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことは、工芸が社会をより楽しく快適で心豊かなものにする力をもっていることを認識するとともに、工芸の伝統と文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

そのことは、我が国の伝統と文化に自信と誇りをもって国際社会の一員として生きていく豊かな判断力や行動力の育成を目指すものである。

**問5 芸術科（美術・工芸）において、表現領域の指導内容を「発想・構想の能力」と「表現の技能」に分けて整理したのはなぜか。**

美術・工芸において、表現領域の前半が「発想・構想の能力」、後半が「表現の技能」に分けて整理し、育成する資質や能力と学習内容との関係が明確にされている。このことは美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて同様である。この指導事項の整理の仕方の改善は、小・中学校の学習指導要領の改訂においても行われている。これは、児童生徒の発達段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し育成する資質や能力と学習内容との関係や系統性を明確にし、12年間を通じて、児童生徒を育てていこうとする指導の方向を示唆しているものである。

これにより、単に絵を描く、ものをつくらせるのではなく、表現することを通して、「発想や構想の能力」と「表現の技能」を育成することが学習のねらいであることが一層明確になったわけである。

**問6 今回の改訂によって鑑賞指導の充実が示されている。「B鑑賞」の指導上の留意点は何か。**

自我を確立し、自己の美意識や価値観を形成するこの時期の鑑賞の学習では、生徒が自己を見つめ、自分の価値意識をもって美術をとらえ、主体的・積極的に鑑賞する態度を身に付けることが大切である。

鑑賞もまた創造活動の一環であることから、生徒が対象に対し能動的に接し、感性を豊かに働

かせて、作品などに対する自分としての意味や価値をつくりだすことが求められる。そのためには、新たな視点で作品をとらえ直したり、他の作品と比較して相違や共通性に気付いたりするなど、生徒が関心をもって具体的によさや美しさを感じ取れるように指導を工夫することが必要である。

指導に当たっては、自然や美術作品などに接し、対象や作品の造形的なよさや美しさ、内包される作者の考え、世界観などを感じ取るとともに、制作過程や表現の工夫などを追体験するなどして作品への理解を深めたり、自己の表現に生かすよう試みたりして、表現と関連付けることも必要である。

その際、生徒が主体的に作品を鑑賞し、よさや美しさなどを感じ取り味わい、調べたり討論や批評をし合ったりすることを通して、作品に対する理解を深めていくことも大切である。

**問7 芸術科（美術・工芸）において、「言語活動の充実」についての指導上の留意点は何か。**

鑑賞において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるためには、言葉で考えさせ整理することも重要である。言葉にすることにより、美しさの要素が明確になったり、言葉を使って他者と意見を交流することにより、新しい価値などに気付いたりすることができるようになるからである。

指導に当たっては、生徒が個性を尊重し合いながら、美術工芸作品や互いの作品について批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを理解し、見方や感じ方を広げ、作品に対する理解を深めるようにしていくことが必要である。その際、鑑賞レポートを作成するなどの学習も充実させていくことが大切である。

**問8 「美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。」ためにはどのようなことに留意することが必要か。**

生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

生徒の作品も有名な作家の作品も、同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権など知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

**問9 専門教科としての「美術」の改訂の要点は何か。**

目標において、従前では「感性を高める」という記述だった部分が、今回の改訂で「感性を磨き」という記述に改訂された。美術科の指導においては、感性の育成までで終わることなく、質を高めていく、その質を豊かに深く発揮できるようにしていくことを求めている。美術科におい

て育てられる重要な資質として一層磨き上げるという趣旨である。

科目構成においては、美術文化に関する学習の充実を図るため、「美術史」の内容を文化と関連させ学習するようにした。

表現及び伝達的手段としてのメディアの発達と多様化の下での様々な映像によるコミュニケーションの発展に対応して、従前の「映像メディア表現」を、「情報メディアデザイン」と「映像表現」に再構成し、従前の12科目から13科目による構成に変更した。

「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」においては、「美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること」が新たに明示された。

**問10 「映像メディア表現」を「情報メディアデザイン」と「映像表現」に再構成したのはなぜか。**

情報化の一層の進展に対応するため、従前の「映像メディア表現」を、情報の伝達等をねらいとする「情報メディアデザイン」と芸術的な自己表現等をねらいとする「映像表現」に再構成し、従前の12科目から13科目に改められている。

「情報メディアデザイン」は「情報をWebページに表現する」等の「情報を形にする」という創造活動に関する学習である。美術が情報の表現や伝達及び共有に果たす機能や役割について理解を深め、情報メディアの活用による伝達効果及び特質を生かした表現方法や技能を体得し、創造的な表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

「映像表現」は、情景を映像として直接示したり、時間の経過による心情の変化を表現したりできるなどの映像機器の特性を生かした創造活動に関する学習である。映像表現の方法や技能を体得し、創造的な表現と鑑賞の能力を高めることがねらいとされている。

**問11 今回の改訂で小学校「国語科」・中学校の「国語科」から高等学校「芸術科書道」の接続はどのようなものになったか。**

新学習指導要領において、国語科の書写は「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に位置づけられた。書写においては、小学校では、手紙を書いたり記録を取ったりするなどの実際の日常生活や学習活動に役立つ能力の育成、中学校では、それに加えて文字文化に関する認識やそれらに親しむ態度の育成が示されることになった。それに加え、小学校「国語科」の書写においては、中学年に「筆圧」、高学年では「書く速さ」のほか「穂先の動き」「点画のつながり」という毛筆ならではの指導内容が示されている。これは、中学校における行書指導への展開に密接な関係をもちながら、書かれた作品ばかりでなく、始筆・送筆・終筆→点画→文字→文字群→文への言葉が書き進められていく過程に視点が当てられている。

中学校「国語科」の書写においては、第3学年の指導事項に、これまでの「文字を正しく整えて速く書く」という技能育成に加えて、「身の回りの多様な文字に関心をもち」という文字文化に対する認識やそれに親しむ態度の育成が示された。文化としてとらえている点は高等学校芸術科書道への接続を考える上で重要である。

このように小学校「国語科」の書写から中学校「国語科」の書写への系統的な展開、中学校「国語科」の書写から高等学校芸術科書道へは文字文化に関する学習によって、いっそう円滑な接続が可能になっている。

問 12 今回の改訂では、書の文化に関する学習の充実がどのように図られているか。

今回の改訂では、芸術科の目標に「芸術文化への理解」が新たに加えられたことから、書道教育でもその文化に関する学習の充実が重要である。書の文化に関する学習の充実については(1)「用具・用材」の指導、(2)書の伝統を踏まえた表現の工夫(3)書を文化としてとらえる鑑賞指導などが明記されている。

(1) 「用具・用材」の指導

「書道Ⅰ」において「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」の三分野すべてを学習することになっている。このため、従前「漢字仮名交じりの書」にまとめて示されていた用具・用材に関する指導事項が「漢字の書」「仮名の書」にも示され、すべての分野の指導事項として位置づけられている。また、その指導内容は、用具・用材の扱い方ばかりではなく、その特徴を理解することにも視点が置かれている。用具・用材そのものが文化的価値を有するものであることを理解させることも重要である。

(2) 書の伝統を踏まえた表現の工夫

書の学習においては、「名筆」や「古典」を生徒自らの表現に生かすことが大切である。

今回の改訂では、「書道Ⅰ」の「漢字仮名交じりの書」において従前、「書道Ⅱ」で扱われていた「名筆を生かした表現」を「書道Ⅰ」に位置づけるとともに、「書道Ⅱ」では「名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し」として、学習の深化が図られるようにし、名筆を背景とした表現を工夫することの大切さが明記されている。取り上げる名筆としては、漢字の書や仮名の書に加え、漢字と仮名の調和した表現を見ることのできる古典として、例えば、「万葉集」や「和漢朗詠集」等の平安時代の書写本、鎌倉時代以降の墨跡や宸翰<sup>しんかん</sup>等の表現、明治時代以降の文士や文人、志士等の多様な書風などがあげられる。

また同じく「漢字の書」においては、扱う書体に生徒の特性によって草書、隸書及び篆書を加えることができるとされている。草書は仮名の書と、篆書は篆刻との関連指導を行うことで学習の深化を図ることが重要である。

「仮名の書」の「全体の構成を工夫すること」の「散らし書き」については、余白を生かす日本の伝統的な書の美に対する感性を養い、料紙等との関連も含めて、積極的に取り扱うこととされている。

(3) 書を文化としてとらえる鑑賞指導

鑑賞指導には、人間を取り巻く文字環境から書の美を発見し、そのよさや美しさを感じ、書の文化としての価値を実感できるよう指導することが大切である。

今回の改訂では、「書道Ⅰ」において、文字の成り立ちについて理解を深められるよう「漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」が独立した指導事項として規定されている。漢字の五つの書体が、各時代の文化と深い関連をもっていることを理解できるように指導することが求められる。

問 13 指導計画の作成に当たって、主体的な学習態度を育てるため、生徒の特性等を考慮し、適切な課題を設定して学習することができる機会を設けるよう留意するとはどういうことか。



生徒の主体的な学習態度を育てるためには、これまでの学習で培ってきたものを踏まえ、生徒が自己の興味・関心に基づいて自ら課題を設定し、その解決を図っていく「課題を設定した学習」を行うことが重要である。

指導に当たっては、このような学習活動を年間指導計画とどう関連させ、どう進めていくのかについての見通しと工夫が必要である。具体的には

- ① 生徒の学習状況等に応じて、適切な時期に学習活動を設定
- ② 生徒の興味・関心・能力等に応じた適切な課題を設定する際の指導・助言
- ③ 学習活動を充実させる工夫
  - ・課題に応じたグループ学習
  - ・学級全体としての課題を設定し、相互に役割を分担する
  - ・互いの学習成果を発表し合う

等が重要である。

例えば、

- ・音楽における、グループごとに関心や能力に応じた楽曲を選択してのアンサンブル
- ・美術における、共生社会のための環境デザインや環境を視野に入れた彫刻
- ・工芸における、作家の工房や工場を見学したり、量産品と市場調査とのかかわりなどについての体験的・問題解決的な学習
- ・書道における、グループごとにテーマを決めて、書こうとする言葉を選び、言葉と表現とのかかわりなどについて批評し合う活動

等が考えられる。